

平成 27 年 3 月 3 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 3 番 6 号  
大和ハウスリート投資法人  
代表者名 執行役員 寛正澄  
(コード番号：3263)

資産運用会社名  
大和ハウス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 名島弘尚  
問合せ先 取締役財務部長 塚本晴人  
(TEL. 03-5651-2895)

## 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 27 年 3 月 3 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新投資口発行

- ( 1 ) 募 集 投 資 口 数 52,000 口
- ( 2 ) 発 行 価 格 未定  
( 募 集 価 格 ) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 3 月 16 日（月）から平成 27 年 3 月 18 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- ( 3 ) 発 行 価 格 未定  
( 募 集 価 格 ) の 総 額
- ( 4 ) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- ( 5 ) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) の 総 額

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

**( 6 ) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集**
**① 国内一般募集**

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）とする国内引受会社に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。なお、共同主幹事会社以外の国内引受会社は、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社（以下、共同主幹事会社と併せて「国内における引受人」と総称する。）とする。

**② 海外募集**

海外における募集（以下「海外募集」という。）は米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc及びDaiwa Capital Markets Europe Limited（以下国内における引受人と併せて「引受人」と総称する。）に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせる。

なお、上記①及び②の各募集に係る投資口数については、国内一般募集 33,793 口及び海外募集 18,207 口を目処に募集を行う予定であるが、その最終的な内訳は、公募による新投資口発行の発行投資口総数 52,000 口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。国内一般募集及び海外募集並びに下記 2.記載のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは Morgan Stanley & Co. International plc、野村証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。）とする。

**( 7 ) 引 受 契 約 の 内 容**

引受人は、下記 (10) に記載の払込期日に国内一般募集及び海外募集における払込金額（発行価額）の総額と同額を本投資法人へ払込み、国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）の総額との差額は、引受人の手取金となる。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。

( 8 ) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位

( 9 ) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。

( 10 ) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 23 日（月）から平成 27 年 3 月 25 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

( 11 ) 受 渡 期 日 上記 (10) に記載の払込期日の翌営業日とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

- (12) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (13) 上記各号のうち、国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人及び  
売出投資口数 野村証券株式会社 5,220 口  
なお、上記売出投資口数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 価 格 未定  
発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が大和ハウス工業株式会社（以下「指定先」ということがある。）から 5,220 口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

## 3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 5,220口
- (2) 払込金額 未定  
(発行価額) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は国内一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。
- (3) 払込金額 未定  
(発行価額)の総額
- (4) 割当先及び野村証券株式会社 5,220口  
割当投資口数
- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間 平成27年4月13日(月)  
(申込期日)
- (7) 払込期日 平成27年4月14日(火)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない本投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が指定先から 5,220 口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、5,220 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が指定先から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために、本投資法人は平成 27 年 3 月 3 日（火）開催の本投資法人役員会において、野村證券株式会社を割当先とする本投資口 5,220 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成 27 年 4 月 14 日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 4 月 7 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記の取引に関して、野村證券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、これを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	293,480 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	52,000 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	345,480 口
本件第三者割当に伴う増加投資口数	5,220 口（注）
本件第三者割当後の発行済投資口総数	350,700 口（注）

（注）本件第三者割当における発行投資口数の全口数について野村證券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

### 3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産（注）を取得することで、資産規模の拡大とともにポートフォリオの一層の分散による更なるキャッシュフローの安定性の向上及び長期的な安定収益の確保を図ることができると考えています。市場動向、財務の安定性及び 1 口当たり分配金水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口の発行を決定したものです。

（注）特定資産の内容につきましては、本日付で公表の「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

31,267,296,800 円（上限）

（注）国内一般募集における手取金 18,465,846,920 円、海外募集における手取金 9,949,033,080 円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,852,416,800 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は平成 27 年 2 月 25 日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集及び海外募集における手取金並びに本件第三者割当による新投資口発行の手取金については、本投資法人が取得を予定している特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、残余が生じた場合には、手元資金とし、支出するまでの間金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

### 5. 配分先の指定

国内における引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本投資法人の資産運用会社の株主である大和ハウス工業株式会社に対し、国内一般募集における本投資口のうち、5,200 口を販売する予定です。

### 6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成 27 年 8 月期の運用状況の予想の修正及び平成 28 年 2 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

### 7. 最近 3 営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### (1) 最近 3 営業期間の運用状況

	平成25年8月期	平成26年2月期	平成26年8月期
1 口当たり当期純利益（注 1）（注 2）	8,027 円	7,996 円	8,188 円
1 口当たり分配金	16,055 円	15,992 円	8,039 円
（うち 1 口当たり利益分配金）	16,055 円	15,992 円	8,039 円
（うち 1 口当たり利益超過分配金）	—	—	—
実績配当性向	100.0%	100.0%	100.0% （注 3）
1 口当たり純資産（注 1）	250,320 円	250,288 円	273,979 円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

(注 1) 平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日として、投資口 1 口につき 2 口の投資口の分割を行っています。1 口当たり当期純利益及び 1 口当たり純資産については、平成 25 年 8 月期の期首に当該投資口分割が実施されたと仮定して算定しています。

(注 2) 1 口当たり当期純利益は、当期純利益を平成 25 年 8 月期及び平成 26 年 2 月期については 245,080 口、平成 26 年 8 月期については 288,123 口(※)で除することにより算出しています。

(※)平成 26 年 8 月期計算期間における日数加重平均投資口数です。

(注 3) 平成 26 年 8 月期の実績配当性向は、新投資口の発行を行っていることから、次の算式により計算しています。

配当性向＝分配総額（利益超過分配金を含みません。）÷当期純利益×100

## (2) 最近の投資口価格の状況

### ① 最近 3 営業期間の状況

	平成 26 年 2 月期 (注)	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 2 月期
始 値	318,500 円	417,500 円	472,000 円
高 値	441,500 円	486,000 円	623,000 円
安 値	318,500 円	399,000 円	463,000 円
終 値	416,500 円	473,000 円	575,000 円

(注) 平成 26 年 3 月 1 日付で投資口 1 口につき 2 口の投資口分割を行っており、平成 26 年 2 月 26 日より権利落後の 2 分割された投資口価格により取引されています。当該投資口分割による影響を加味し、平成 26 年 2 月期の始値、高値及び安値は、権利落前については投資口価格を 2 で除した価格を 1 口当たりの投資口価格とみなした上で記載しています。

### ② 最近 6 か月間の状況

	平成 26 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 27 年 1 月	2 月
始 値	472,000 円	484,000 円	556,000 円	528,000 円	600,000 円	571,000 円
高 値	505,000 円	498,500 円	556,000 円	608,000 円	623,000 円	593,000 円
安 値	466,000 円	463,000 円	498,000 円	528,000 円	569,000 円	546,000 円
終 値	486,000 円	498,500 円	528,000 円	600,000 円	571,000 円	575,000 円

### ③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成 27 年 3 月 2 日
始 値	575,000 円
高 値	577,000 円
安 値	569,000 円
終 値	569,000 円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

(3) 過去3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発行期日	平成26年3月19日
調達資金の額	16,970,228,000円
払込金額（発行価額）	385,687円
募集時における発行済投資口数	245,080口
当該募集による発行投資口数	44,000口
募集後における発行済投資口総数	289,080口
発行時における当初の資金用途	特定資産の取得資金に充当し、残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成26年3月20日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

・第三者割当増資

発行期日	平成26年4月14日
調達資金の額	1,697,022,800円
払込金額（発行価額）	385,687円
募集時における発行済投資口数	289,080口
当該募集による発行投資口数	4,400口
募集後における発行済投資口総数	293,480口
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金用途	特定資産の取得資金に充当し、残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成26年4月15日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

8. 売却・追加発行の制限について

- (1) 国内一般募集及び海外募集に関連して、指定先に、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日の1年後の応当日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の譲渡等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

ジョイント・グローバル・コーディネーター及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。



- (2) 国内一般募集及び海外募集に関連して、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日の3か月後の応当日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以 上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwhouse-reit.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。